

○福岡県警察機動捜査隊運営規程（概要）

（昭和50年福岡県警察本部訓令第8号）

この訓令は、福岡県警察機動捜査隊の運営について、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 総則
- 運営
- 服務
- 重要事件等の初動捜査
- 補則

などの項目からなっている。